第28号

令和5年
8月発刊

組合だより

土岐市妻木南部土地区画整理組合

残暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、土地区画整理事業にご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

現在、地区中心の集合保留地に建築中のユーファクトリー様の物流倉庫も完成間近です。

一般保留地には現在までに18件の住宅が新築され、子どもたちの賑やか声も聞こえてきます。

さて、組合事業の進捗状況は82%と進んでおり、保留地売却の進捗は64%と進んでおります。

引き続き役員一同、事業完成に向け保留地販売促進に努力する所存ですので、組合員の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

第32回総代会のご報告

開催日時　令和5年7月14日(金)　午後7時00分～
開催場所　妻木公民館　1階大会議室
出席者数　総代数　15名
本人出席　7名
書面議決による者　5名
合計　12名

総代会の様子

議案第1号　令和4年度事業費収入支出決算及び事業報告並びに財産目録について

令和4年度事業費収入支出決算書

【収入の部】　(単位:円)

費　目	金　額	説　明
市助成金	0	
保留地処分金	371,876,250	集合保留地1筆 一般保留地6筆
借入金･その他	28,424,847	証明書発行手数料 (保留地) 上水道分担金立替代金 上水道引込工事代金
前年度繰越金	0	
収入合計	400,301,097	

【支出の部】　(単位:円)

費　目	金　額	説　明
工事費	53,130,000	区画道路築造等工事、整地工事、都市計画道路附帯工事　他10件
調査設計費	18,037,800	擁壁詳細設計業務 事業計画変更及び仮換地変更業務 設計管理監督業務 事務代行業務
会議費･事務費 管理費･雑支出	4,578,259	理事会･総代会費、事務費(役員報酬、事務職員給料、需用費等)
償還金	271,542,115	保留地処分費
支出合計	347,288,174	

収入－支出＝収支差引額
53,012,923円は令和5年度へ繰越します。

令和4年度は、都市計画道路妻木線開通に向けて、街灯や区画線、横断歩道の整備を行いました。
また、令和3年度より引き続き、整地工事や擁壁工事も行いました。

議案第2号　保留地処分について

番号	敷地面積(㎡)	販売単価(円/㎡)	販売価格(円)
29-5	297 (約90坪)	34,000	10,098,000

26街区1-2画地の保留地の処分を承認頂きました。

議案第3号　第7回事業計画変更について

【変更内容】
街区公園2号1,700㎡から■の857㎡を減らし、新たに街区公園5号を配置します。

【変更理由】
新たに地区中央に公園を配置し、地域に住まわれる方の利便性の向上を図るため。

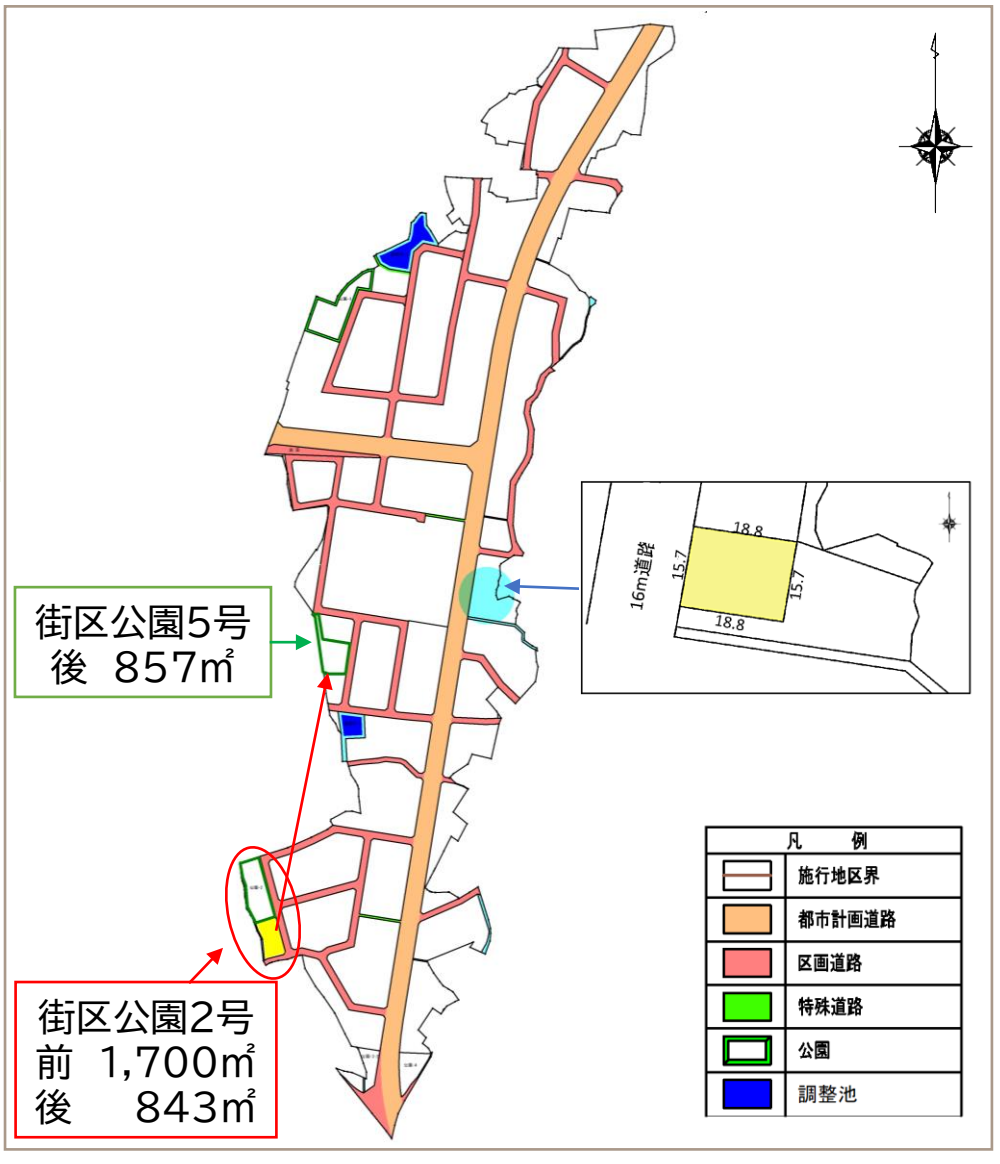

★以上、上程されました議案は、
すべて原案どおり議決されました。

販売宅地(保留地)情報

QRコードからアクセスして
保留地情報をご覧下さい。

販売宅地(保留地)一覧表

番号	敷地面積(㎡)	販売単価(円/㎡)	販売価格(円)
1	159 (48坪)	32,600	5,183,400
3-2	295 (89.2坪)	31,400	9,263,000
4	235 (71坪)	32,500	7,637,500
5	271 (81.9坪)	32,500	8,807,500
13	918 (277.6坪)	33,900	31,120,200
29-4	484 (146.4坪)	31,900	15,439,600
30-1	247 (74.7坪)	32,000	7,904,000
36	418 (126.4坪)	31,200	13,041,600
42	330 (99.8坪)	28,700	9,471,000
43	322 (97.4坪)	31,900	10,271,800
44	270 (81.6坪)	32,500	8,775,000

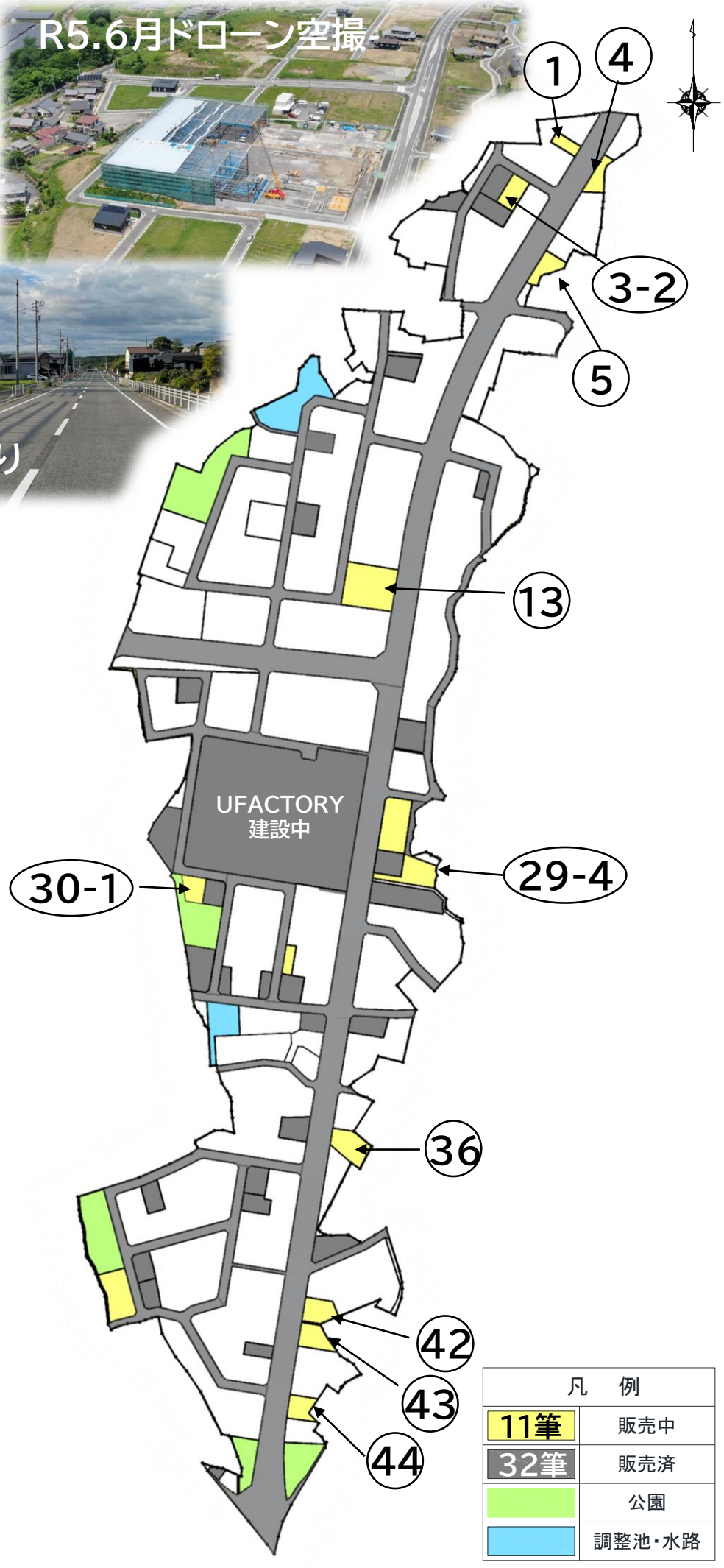

◇ 仲介手数料不要 (組合が売主のため、ご購入の方に手数料はかかりません)
◇ 建築条件なし
◇ 上下水道敷設済み(別途費用必要)　但し、一部上水道引込工事が必要な箇所有
◇ 高台で水害に強い
◇ 陽当り良好
◇ 東海環状自動車道土岐南多治見ICより車で約11分
◇ 土岐市定住促進奨励金あり
◇ 容積率 200%・建蔽率 60%

土地の管理(草刈)のお願い

皆様の土地の管理につきましては、各自にて除草など土地の管理していただきますよう、
引き続き、よろしくお願いいたします。

届け出のお願い

文化財保護法に基づく届け出

土岐市妻木南部地区は妻木平遺跡包蔵地にあたります。
地区内で建築等を行う場合は届け出が必要となりますので、着工の60日前までに土岐市文化スポーツ課へお尋ねください。
土岐市文化スポーツ課　電話(0572－54－1111)

各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。
❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。
賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

建築行為等の申請

(土地区画整理法第76条第1項)
当施行地区内において、次の行為を行う場合は、土岐市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。
❖事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
❖建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
❖移動の容易でない物件(5トン超)の設置もしくは堆積

土地所有者移転の届け出

組合からの重要な書類の発送や各種通知など組合員にもれなく行う必要がありますので、所有権移転届のほかに必要書類を添付して組合事務所に届け出てください。
土地所有権の移転(相続、贈与等)があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届け出てください。
土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届け出てください。

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ　http://gifutoshi.or.jp　からダウンロードできます。
ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。

お問合わせ先

事　務　局
〒500-8384
岐阜市薮田南5丁目14番12号　岐阜県シンクタンク庁舎5階　(公社)岐阜県都市整備協会内
☎：058-274-0080　fax：　058-274-2772　　事務局：須田・横北

現地事務所
〒509-5301
土岐市妻木町576-2　(土地区画整理地内　26街区1-1画地)
☎：TEL 0572-57-5225　　担当：加藤　　休日も事務所を開けております。